

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 18 日）

府省名	財務省
対象事業名	銀行等を経由する支払等の報告

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
54496	銀行等を経由する 支払等の報告	1 申請等	7 国民等、 民間事業 者等	1 国	310,172 件	13,627 件	4.4%	少なくとも 20%以上	システム更 改から 5 年 (令和 8 年 度末)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## **2. 対象事業の概要**

居住者が、本邦にある銀行等を経由して、非居住者との間で3,000万円相当額を超える支払又は支払の受領をした場合等において、当該取引を行った銀行等に報告書を提出する。銀行等は、当該報告書を日本銀行経由で財務大臣に提出する。報告者が日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用する場合は、日本銀行に対して直接報告する。

## **3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）**

日本銀行外為法手続きオンラインシステムにおいて、一連の手続きがオンラインで完結している。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	銀行等を経由する支払等の報告										
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>居住者が、本邦にある銀行等を経由して、非居住者との間で3,000万円相当額を超える支払又は支払の受領をした場合等において、当該取引を行った銀行等に報告書を提出する。銀行等は、当該報告書を日本銀行経由で財務大臣に提出する。報告者が日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用する場合は、日本銀行に対して直接報告する。</p> <p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <p>1 年間総手続件数（令和2年度）：280,732件（内オンライン件数16,363件）</p> <p>2 オンライン利用率</p> <table border="1" data-bbox="517 1139 1500 1241"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>4.1%</td><td>3.9%</td><td>4.1%</td><td>4.4%</td><td>5.8%</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	4.1%	3.9%	4.1%	4.4%	5.8%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度							
4.1%	3.9%	4.1%	4.4%	5.8%							

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用率 20%以上</li> </ul> <p>※オンライン利用率=オンライン報告件数/全報告件数</p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末まで</li> </ul>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <p>・現状、銀行等を経由する支払等の報告は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」によりオンライン報告が可能となっているが、利用率は4～5%程度と低水準。オンライン利用率を少なくとも20%以上にするため、まずは、令和4年1月にシステム更改を行い、システムの利便性を向上させることとする。更に、システム更改に併せて、利用者への周知・広報活動を行うことで新システムの利用促進を図ることとしたい。仮に取組期間内に目標が達成される場合には、毎年の計画見直しの中で、目標の更なる引き上げも検討することとする。</p> <p>・期間は、新システムの周知や利用者側での報告方法の変更等に一定の時間を要すると考えられることから、システム更改から5年間とした。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンラインでの手続を開始するためには、送信用プログラムのインストールが必要であるなど、事前準備が煩雑であるほか、金融機関へのヒアリングによれば、システム自体の認知度が低いことや、システムの操作方法のわかりにくさ等が利用率向上の妨げとなっている。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 オンライン利用率を令和 6 年度末までに 15% 【KPI の定義】 オンライン利用率=オンライン報告件数/全報告件数
	アクション プラン a	【取組内容】 令和 4 年 1 月にシステムの更改を行い、利用開始時にインストールが必要であった送信用プログラムを不要とするほか、メニューの表示や操作ボタンの配置、文字の大きさ、入力フォームの操作性に配慮したレイアウトへ変更するとともに、送信済みデータを検索・ダウンロード可能とするなど、利用者の利便性向上を図る。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】 以下のとおり様々なルートを活用して上記新システムの更改を周知し、オンライン報告の利用を慫慂する。 ① 経済団体等を通じて報告者である傘下企業に周知し、オンライン報告の利用を慫慂する。 ② 大口の書面報告者に対して直接周知し、オンライン報告の利用を慫慂する。 ③ 銀行窓口等で送金依頼を行う顧客に対して、新システムの周知及びオンライン報告の利用を慫慂するよう銀行等に要請。 また、大口の書面報告者、経済団体及び金融関係団体等に対してヒアリングを行い、オンライン報告の利用率向上に資する更なる具体策を検討し、実行に移す。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年 1 月の新システムの更改以降、随時実施（令和 8 年度末まで）
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

日本銀行外為法手続きオンラインシステムの更改後、四半期ごとに更新・公表を行う。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

日本銀行外為法手続きオンラインシステムの更改から1年ごとに、銀行やシステム利用者が多く所属する経済団体等に対してアンケートを実施し、結果概要を公表する。

## 7. 基本計画の見直し

- ・ 取り組みの進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画の必要な改定を行う。